

福崎町観光アプリ導入等業務 プロポーザル審査基準

1 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準を参考として委員ごとに採点を行い、その合計得点の最も高い事業者を受託者とする。

最高点の者が複数いる場合は、業務実績の内容の点数が高い者を受託者とする。

2 評価基準

審査は福崎町が設置した「福崎町西部工業団地拡張事業手法等検討業務審査会」が行い選定する。審査項目及び配点は以下のとおりとする。

項目	基準		配点	ランク
業務遂行能力	業務実績 (企業)	令和元年度以降（過去5年間）においてデジタルマップ等導入業務実績を有していること。	40	
	配置予定技術者の資格、実績	配置予定技術者が業務を遂行するに当たり十分な実績（資格）、経験を有しているか。	10	
企画提案内容	企画提案内容	・インバウンド対策等充分であるか。（10か国以上自動翻訳） ・アプリ導入を促すチラシを魅力的に作成する能力があるか。	30	
プレゼンテーション	わかりやすいプレゼンテーションとなっているか		10	
合計			90	

3 評価点数

ランク	評価	係数
A	特に優秀である／高度な能力を有している／十分な実績がある	1.00
B	優れている／十分な能力を有している／実績がある	0.75
C	普通である／平均的な能力である	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	劣っている	0.00

4 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和6年7月上旬に企画提案書の提案のあったすべての事業者にも郵送で通知するとともに、本町のホームページで公表する。